

第9号様式『保管場所の所在図（電子申請用）』のチェック項目

点 検 項 目		点 検 内 容
所在図	図面	<input type="checkbox"/> 幹線道路や目標となる建物（施設・店舗等）が記載され、「使用の本拠」及び「保管場所」の所在地が判別可能な図面であるか。 ※ 別紙により地図を添付する場合は、目標物等が表示されていない地図には目標物等を書き込むなどして、「使用の本拠」及び「保管場所」の位置が分かるように作成してください。 ※ 別紙により地図を添付する場合で、地図が薄く不鮮明な場合は、受付られない場合があります。
		<input type="checkbox"/> 地図上に「使用の本拠」及び「保管場所」が明記されているか。 ※ 太字で記載するなど、鮮明に明記してください。
		<input type="checkbox"/> 「使用の本拠」と「保管場所」が同一場所でない場合、それぞれを直線で結び、距離が記載されているか。 ※ 直線距離は、同一地図上による距離（図測）で記載してください。 ※ 直線距離で2キロメートル以上離れている場合は、保管場所となりません。
	その他	<input type="checkbox"/> 訂正箇所は、全て二重線で消去の上、正しい内容が記載されているか。 ※ 押印は不要です。
送信要領		<input type="checkbox"/> 送信する際は、「※OSS申請の際は、パソコン画面上でこちらが上に表示されるようデータを送信してください。」と書かれた方が、パソコン画面上で上側に表示されているか。 ※ 画像の方向を誤った場合は、警察署に送信される画像データが小さくなり、記載内容の確認が困難な場合は補正指導の対象となります。

- ※ 行政書士の資格がない者が、報酬を得て業として申請書類（「所在図」等）を作成することは法律で禁止されています。（罰則：1年以下の懲役又は百万円以下の罰金）
- ※ 「所在図」を記載する際は、濃く、太めの線又は文字で記載してください。
- ※ スキャナーで「所在図」を取り込む際、画像の解像度が低い場合は、送信先の警察署で印刷された画像データが不鮮明となり、判別困難となるため、必ず、データ化した「所在図」を印刷し、鮮明であるかを確認してください。画像が不鮮明な場合は、補正指導の対象となります。